

(公印省略)  
産 第3-16号  
令和3年6月16日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太  
(産 業 経 済 部 )

## 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」 に基づく要請の周知について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年6月16日（水）に開催しました、第49回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（6月21日（月）以降）」を行うことを決定しました。主な変更点は以下のとおりです。

つきましては、貴下会員や関係者等に対し、本内容について周知いただくとともに、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力くださいますようお願いいたします。

－ 前回（6月14日（月）以降）要請からの主な変更点－

- 1 営業時間短縮要請  
全県（35市町村）で解除
- 2 警戒度  
全県（35市町村）で「3」

### 【問い合わせ先】

（社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容）

危機管理課感染症対策調整係

TEL 027-226-2420

（その他）

産業政策課感染症対策産業経済支援室事業者支援係

TEL 027-226-3326